

大阪市交渉記録

※ 質疑において○は団体側発言、・は府側回答 欠番は交渉項目から除外した項目

1 障がい児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的・機械的・画一的な人事異動を行わないでください。大阪市立で一枚しかない視覚特別支援学校・聾学校（聴覚特別支援学校）・光陽特別支援学校病弱教育部門においては、特に配慮を行ってください。

（回答）

教職員の人事異動にあたっては、人事異動方針に基づき、同一校勤務の固定化を排除し、積極的な異動を行いたいと考えております。異動にあたっては、教職員の申告内容を参考としながら、校園長の意向を尊重して機械的・画一的な実施にならないよう進めてまいります。なお、平成28年4月の特別支援学校の大阪府への移管にあたっては、大阪府教育委員会と十分に連携を取りながら、特別支援教育や特別な事情をもつ児童・生徒の教育への理解、意欲ならびに専門性をもつ優秀な人材を確保し、教職員組織の充実に努めております。

（質疑）

○実習助手を引き続き配置してほしい。あんま針きゅう資格を持った助手の技術サポートなど大変重要な役割を果たしている。

・平成28年4月移管が決定している。来年度の教職員配置は大阪府の配置基準に従い実施することとなっている。引き続き適切な教職員配置に努めてまいりたい。

○視覚特別支援学校の実習助手は6人配置されている。そのうち実技指導の有資格の実習助手が2人当初配置されていた。現在期限付きの実習助手なので府移管になるとなくなると言われている。専門性を生かしていくという方向とは逆行するのではないか。経験のある実習助手を引き上げないでほしい。

・標準法上は専門学科×2と規定（視覚・聴覚のみ）されており、高等部は2で専攻科は算定の対象になっていない。専門学科のみが対象で、高等部に保健医療科のみが算定対象となる。したがって学校全体で2名の配置となる。引き続き大阪府教育委員会と協議をさせていただく。

○特殊性を考慮したうえでの大阪府教育委員会のやり取りはどのようになっているのか。

・大阪府に要望している。今後も引き続き大阪府に要望をしていきたい。

2 通学条件を大幅に改善するために、スクールバス（マイクロバスを含む）の増車や、タクシー通学の導入で30分以内の通学（自宅～学校）を保障してください。当面、片道60分以内の乗車を守れるようにスクールバスの増車を緊急に行ってください。

（回答）

スクールバスにつきましては、平成27年9月1日現在、53台を配車しております。各校におきましては、試走を行い、利用する幼児・児童・生徒の実情に応じたコースの変更、停留所の合理的設置等により、通学時間の短縮に努力しております。平成28年度につきましては、在籍数の増加に見合う増車を行う等、必要な対応について大阪府に要望してまいります。

（質疑）

○難波特別支援学校のスクールバスは観光バス仕様となっており、子どもたちの乗り降りなどとても不自由な状況となっている。今後の改善策をどのように考えているか。

・4月から7月までの1学期は2台使用されていた。9月1日からは、他の学校と同様に通常のスクールバスに切り替えた。現在4台運行している。

○今後スクールバスの増車に際して、そういうことのないよう手立てを講じてほしい。府

との関係ではどのような話になっているか。

・スクールバスの増車については、長時間利用の問題も含めて、スクールバス運行をしている各学校(10校)が要求をしているところ。

○どれくらいの増車要求になるのか。

・現時点ではわからない。

3① 特別支援学校の慢性的教室不足を改善し、特別教室の普通教室への転用、圧縮学級(クラス定員を上回る詰め込み)の解消を図ってください。

(回答)

平成22年11月に策定された「大阪市立特別支援学校整備計画」に基づき、平成25年は東住吉特別支援学校の開校、平成27年には難波特別支援学校の移転拡充、なにわ高等特別支援学校及び東淀川特別支援学校を開校し、現在、教室数不足は解消しております。

(質疑)

○難波特別支援の高等部では11人の学級も生まれている。教室に合わせて詰め込む状況がある。教室不足は解消しているという認識は改めていただきたい。

○難波特別支援の保護者だが、1クラス10人以上の学級が解消されないことについては納得いかない。

・標準法の定員6人、高等部8人、重複学級3人となっている。生野、住之江、思斉の過密はかなり解消されたと思うが、難波については、次年度以降、高等部3年生の卒業なども加味すると教室不足は解消するときいている。

○認定学級数を満たす教室を確保する必要があるのではないか。「教室数不足は解消している」との認識はおかしいのではないか。

・5月難波の利用教室数は32。学級数は54学級となっている。思斉は56学級、住之江44学級存在している。

○基本的な教室数が少なければ運用上の教室数も減らさざるを得ない。この実態についてどのように認識しているのか。

・実態については、今後把握していきたい。

○特別教室を普通教室に転用している学校はないのか。

・運用状況は十分に把握できていない。

○把握できていないのになぜ「解消している」との答えになるのかわからない。圧縮して問題はないと考えているのか。

・教室数の問題については問題ないと聞いている。

○住之江支援の中学部3年は、8人×4クラスとなっているが、これは教室がないためのやむを得ざる措置。もう1クラス作りたいが教室がないのでできなかった。

○基本回答の「教室数不足は解消しております」との認識は改めるべき

・あらためて各校の実情を把握したい。

3. ②③④⑤⑥ 特別支援学校の施設・設備の改修を進めてください。・視覚特別支援学校寄宿舎にエレベーターの設置を行ってください。・特別支援学校のすべての教室(特別教室、体育館、トイレを含む)に空調設備を設置し環境整備を行ってください。・トイレットトレーニングができるように、介助指導のスペースを確保するなどの既設トイレの改善を行うとともに、特別支援学校のトイレ不足を解消してください。車椅子対応等ができるように手洗い設備を改善してください。・聾学校幼稚部、寄宿舎の改修・増築を行ってください。・東住吉特別支援学校知的障がい教育部門のトイレの増設及び老朽化した既存トイレの改修、肢体不自由教育部門トイレの介助用ベッド、シャワー設備の改修、校内全ての上下水道の配管の点検改修などを行ってください。

(回答)

特別支援学校の施設等の改修につきましては、その状況に応じ、学校や関係先と連携をと

りながら、必要な整備を行っています。また、個々の学校の整備・改善につきましては、学校長からの要望をもとに関係部署と連携を図りながら、対応可能なものは検討してまいりたいと考えています。

(質疑)

○難波支援について改装前に見学に行ったが、廊下床が滑るので危ないことや安全面での配慮が不十分なことなど具体的に指摘をしたが、改善されていない。

・各学校の学校長と確認し相談をして対応をしてまいりたい。

○トイレの数が少ない。

・順次改善している。すべての学校の改修には至っていない。

○大阪府移管を言うのであるならば、全校の施設設備等の全面見直しを行うべきだ。少なくとも指摘のある部分については見に行ってもらいたい。

・現場には足を運ぶ

○視覚特別支援学校寄宿舎へのエレベーター設置を強く求める。

・小中は9割を超えて設置できているが高校への設置は遅れている。学校に1基以上整えることを優先して整備をしている。既設学校の別棟への整備も含め寄宿舎のような生活の場へのエレベーター設置の必要性については認識している。

○聴覚特別支援学校寄宿舎の浴場は1つしかなく男女共用となっている。また、別にあるユニットバスも老朽化が進行しており、複数人が入浴できるものにつけかえるのに600万円との見積もりが出た。今後の改修の可能性はあるのか。

・この件については把握していないので学校に確認をとったうえで判断したい。

4 特別支援学校の学級編制・教職員配置は、標準法を守り、子どもたちの実態を踏まえて行ってください。また、実態に即した教職員加配を行ってください。

(回答)

特別支援学校の学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、都道府県教育委員会が定めた基準を標準とし、市教育委員会が児童・生徒の実態を考慮して柔軟な学級を編制し、事後の届出を行うことと示されております。また、学級編制の標準につきましては「同学年の児童又は生徒で学級編制をするが、児童生徒数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合には、政令の定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。」と示されています。同法律施行令におきましても、特別支援学校の小学部・中学部の重複障がい学級の場合について、数学年の児童又は生徒を一学級に編制する場合の基準が示されております。府教育委員会もこの関係法令をもとに特別支援学校小学部・中学部の重複障がい学級の編制について基準を示しており、一般学級における数学年の児童又は生徒を一学級に編制する場合の基準は示されておきませんが、府は国から違法であるという指導を受けていないとのことであり、大阪市教育委員会といたしましては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、学校からの申請をもとに大阪府教育委員会と相談・協議をし、学校の実情に応じた学級編制ができるよう、強く要望してまいりたいと考えております。特別支援学校の府費負担教職員の定数につきましては、大阪府教育委員会が決定し、府下の市町村に配分されております。なお、平成28年4月の特別支援学校の大阪府への移管に当たっては、大阪府教育委員会と十分に連携を取りながら、各学校の実態に応じた教職員の増員を行うことについても、強く要望してまいりたいと考えています。

(質疑)

○一般学級のくくりについて府は国から違法との指摘を受けていないとの回答だが大阪府はどう考えているのか。

・基本は法律に定める通りだと考えている。大阪市として子どもの実態を踏まえて大阪府と協議をしている。

5 知的（小・中・高等部）と肢体（小・中・高等部）の2つの部門を持つ東住吉特別支援学校に、養護教諭を最低4名配置してください。

（回答）

特別支援学校の教員数につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、大阪府教育委員会が決定し、府下の各市町村に配分しております。

なお、平成28年4月の特別支援学校の大阪府への移管に当たっては、大阪府教育委員会と十分に連携を取りながら、教職員数の増員についても要望してまいりたいと考えております。

15 放課後等デイサービスについて、児童が通う学校と実施事業所との情報共有や連携が円滑に進むよう、教育委員会と市長部局が連携して必要な措置を講じてください。

（回答）

放課後等デイサービスは授業の終了後又は休業日に支援を行うサービスであり、障がいのある児童に対し、一人一人のニーズに応じた適切な支援を提供し、また支援の質を高めていくには、学校等の関係機関と緊密な連携を行い、情報を共有することにより、児童に対する理解を深めていくことが重要であると考えています。また平成27年4月に厚生労働省で定められました「放課後等デイサービスガイドライン」においても学校との連携が重要である旨が規定されており、市立の各小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に周知するとともに、市内指定事業者あて周知にも努めております。なお、平成27年度の障がい福祉サービス等報酬改定においては、児童が通う保育所や学校との連携を強化するため、学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について就学等に関する相談援助及び学校等との連携調整を行った場合に対する評価が創設されたところです。今後とも、児童が通う学校と実施事業所との情報共有や連携が円滑に進むよう努めてまいります。

（質疑）

○難波特別支援学校・住之江特別支援学校に送迎に行っている。学校の理解も改善して、スクールバスが出る前に送迎車を入れることもでき、学校の先生とのコミュニケーションも図ることができてきた。区内の放課後等デイサービスの連絡網も整備をして学校からの連絡や通知を回すなども含めた連携の在り方についても検討をしている。連携の在り方についてのシステムかなどについて検討をしていただきたい。

○難波特別支援学校の開校の時、放課後等デイサービス利用者が行きと帰りのスクールバスの号車変更できずに施設を使えないこともあった。スクールバスにゆとりがあるのに一律機械的に変更ができないとの対応は改めるべきだ。

○大阪市内の放課後等デイサービス事業は相当増加している。夜間利用の放課後等デイサービスも事業展開されているが、学校・家庭・放課後が連携をして障害のある子どもの暮らしを支えていかないといけないことについて大阪市としてはどのように考えているか。支援学級に放課後等デイの事業をどれだけ周知しているのかについても教えていただきたい。

・教育委員会／放課後等デイサービスについては、放課後・土日休業日の利用で子どもたちの放課後や余暇について大きな役割を果たしていただいているものと考えている。住之江特別支援学校では2便バス下校の時50台の送迎者が、生野特別支援学校では40台の送迎車が到着するので、その整理に追われる状況もある。事業所のパンフレットについては置かせていただいている学校もある。校内での車両と車両の接触事故や子どもさんの引き渡し間違いなどの問題も発生しており、こうしたことを防ぐことも重要と考えている。スクールバスの号車変更については住之江では行われているが、安全・安心に子どもさんを届けるという役割にてらして、非常に煩雑な作業となることもあり、現在教育委員会としては原則認めていない。保険上にも問題がある。

・福祉局／放課後等デイサービスの事業所は急増している。24年当初70カ所の事業所が現在211カ所となっている。支給決定者数は25年2000人が3000人となっている。質の確保も重要な課題であり、4月にガイドラインが国から発出された。指定時研修、集団指導などでこのガイドラインの周知を進めている。本年度から、放課後等デイ・児童発達支援を行っている事業所に自己紹介カードを作成していただき、役所や相談支援事業所に配布するなどの取り組みも行っている。

○保険上の問題については実情を把握していただいて結果を報告していただきたい。

16 重度障がい者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度障がい者も対象にしてください。訪問リハビリ・訪問看護も助成対象としてください。

(回答)

本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、平成16年11月の大阪府の制度改正において、制度の持続可能性の観点から、1医療機関ごとに入通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。なお、月額2,500円の限度額を設定し、一部自己負担額が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。訪問看護利用料につきましては、医療保険適用後の自己負担額から、一部自己負担額として訪問看護利用料のうち総医療費の1割をご負担いただきますと、残りの金額が助成されます。本市といたしましては、身体障がい者手帳3級の方にも対象範囲が拡大されるよう、従前から大阪府市長会を通じて、府へ要望を行っております。なお、国に対しましては、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っているところです。今後とも、国及び府に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えております。

(質疑)

○重度脳性麻痺の夫婦で二人暮らしをしている。二次障害も出るなどで一週間に一回のリハビリや訪問リハビリを二人で受けていると、費用負担が月8000円もかかる。その他にも内科等の通院に医療費が必要となっている。訪問リハや訪問看護の自己負担も医療費助成の対象としてほしい。

○3級の視覚障害者。3級まで対象にしてほしい。

○訪問リハ・訪問看護も対象にしてほしい。他の政令指定都市では対象となっている。

・訪問リハを対象にするなど独自の上乗せについては財源確保の面から困難。3級まで対象とする場合18億円、訪問リハについてはかなりの単費が必要となる。

○訪問リハについては実施した場合の必要経費を試算していないのではないか。

・訪問リハ、訪問看護までを対象にした時の予算の所要額については持ち合わせていない。

○地域の中で障害者が生きていけるということが重要なテーマとなっている。障害者計画にあるように地域で暮らしていける条件づくりをどのように広げていくのかの視点が重要。障害者計画を読んだことがあるか。

・十分には存じ上げていない。

○訪問リハ・訪問看護についての単費実施に際しての所要額を試算していただきたい。

・了解した

18 障がい者の入院時に必要に応じてホームヘルパー派遣が認められるよう（聴覚障がい者への手話のできるホームヘルパー派遣を含む）国に強く要望するとともに、大阪市としての支援策を講じてください。また、大阪市重度障がい者入院時コミュニケーションサポート事業について、利用対象者を拡大してください。

(回答)

ホームヘルプサービス事業は、居宅における日常生活の家事、介護や外出の介助を提供し、

住み慣れた地域での生活を支援する目的で実施しています。入院中の方につきましては、国からの通知で病院内の移動等の介助は基本的に院内スタッフにより対応されるべきと定められています。大阪市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しております。平成26年4月からは、これまで障がい支援区分6の方に限られていた対象者を見直し、区分6以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図っております。

(質疑)

○コミュニケーションサポート事業の事業対象要件はどのようになっているのか。

・次のいずれにも該当する者であって、障がい特性等、個々の状況から勘案してコミュニケーションサポート事業従事者の支援がなければ医療機関との意思疎通が困難であると判断される者としている。①大阪市在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児のいずれかに該当する者、②居宅介護あるいは重度障がい者等包括支援の障がい福祉サービスの利用を行なっている者、③障がい支援区分認定のために聴き取る認定調査項目におけるコミュニケーション等に関連する項目のうち「3-3 コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外と認定されている者、④介護者がいない者又はこれに準じる者障害支援区分6の要件を撤廃し、認定調査の際のコミュニケーション項目についての一定のチェックの入った方、単身の方で入院時の支援が必要な従来の方

○利用実績はどうなっているのか。

・今日は持ち合わせていない。認定を受けた方は50人程度いらっしゃる。平成27年度についても同数程度の認定となっている。

○堺市の場合是一人暮らしに限らず、家族のレスパイト的な支援もかねている。ヘルパーだけではなく本人が入通所している職員が付き添った場合でも報酬が出ている。

・意思疎通困難な単身又はそれに準ずる方とし、区分6の支援区分の要件を外した。今後とも拡充していけるよう努力していく。

19 救急搬送に関して、聴覚障がい者が筆談でコミュニケーションが取れるよう、必要な備品を救急車内に備えてください。

(回答)

消防局では、聴覚障がいのある方や傷病の程度により会話が困難な方からの救急要請に適切に対応するため、紙とペンの筆記用具に加え、現在、救急車内にホワイトボードを積載し、筆談によりコミュニケーションを図れる環境を整備しているところです。

(質疑)

○現在の整備状況はどうなっているのか。

・これまで救急隊での対応が不十分だった。現在では大阪市内の救急車60台全部にホワイトボード・メモ帳の整備が完了した。救急隊が持ち歩く画板で筆談することも隊員に周知徹底している。救急だけではなく火災が発生したとき、いかに円滑にコミュニケーションを図っていくかについて検討を進めていきたい。

○高齢重度の聴覚障害の方が店内で倒れたことがあった。救急車に来ていただいたがその高齢者の方は字が読めないで周りの方がサポートしたという経緯もある。

・状況をしっかり判断し現場で判断することになる。日頃治療にかかっていること、処方された薬などはわかるようにしておいていただければありがたい。

20① 「精神科一次救急医療」を強化してください。システムとして休日や夜間に診療できる病院を増やしてください。

(回答)

精神科一次救急医療につきましては、現在、公益社団法人大阪精神科診療所協会に委託して実施しているところです。精神科一次救急医療の診療時間の拡大等、その強化につきましては、従事者の人数や対応時間が限られること、また、休日や夜間に診療可能な病院を増やすことに関しましても、精神科医師や看護師の確保の課題等があるため、現在のところ困難な状況となっております。今後もひきつづき、本市の精神科救急医療体制が円滑に実施できるよう努めてまいります。

(質疑)

○「円滑に…努める」ということだが、現状について昨年からのどのように変化しているのかを教えてください。

・一時救急については「大精診」に委託実施し対応していただいているものと考えている。

○駆け込み寺のようところがほしい。夜間救急の充実をお願いしてきたが不十分。医療こそ充実していただきたい。

・十分な進捗がないとの指摘をうけとめ、一時救急の充実に努めてまいりたい。

○夜間休日の体制整備は進んでいるのか

・今年度の事業契約は夜間休日に係るものも含めてのものとなっている。大阪市として現状で満足しているということではない。

20② 「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情報センター」からの優先診療予約などがスムーズに行われるようにしてください。

(回答)

現在、「おおさか精神科救急ダイヤル」に入電があり、精神科救急で対応すべきと判断された場合には、「おおさか精神科救急医療情報センター」（以下、センター）に連絡を行い、センターと当番病院間との調整のうえ、救急外来及び入院治療の対応を行っております。優先診療予約につきましては、各病院の受入体制の問題もあり困難な場合がありますが、ひきつづきスムーズな対応を行えるように努めてまいります。

(質疑)

○病院での受け止めが必要な方が、家に返させられたりするなど、十分な対応がなされていない現状がある。

・改善に努めていきたい。

21 高齢聴覚障がい者の再就職に関わる実態調査を実施し、具体的な支援を行ってください。

(回答)

本市では、6つの地域障がい者就業・生活支援センターと、これを統括する中央センターにより、市内7地域で障がいのある方への就労支援を実施しているところです。同センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、高齢聴覚障がい者の方はもちろんのこと、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。

(質疑)

○高齢聴覚障害者の再就職状況についてのデータ等あれば教えてください。

・具体的な数字については把握できていない。

○調べていただきたい

・障害者支援計画を策定する上での基礎調査を行っているが、調査項目について障害者施策推進協議会で議論いただいている。高齢者の方が地域で活躍していくための課題についても検討していく必要があると考えている。

22 柔道整復師による医療保険の架空請求、水増し請求、振り替え請求などの不正請求

に関する実態把握に努め、法の遵守を求めてください。

(回答)

柔道整復施術にかかる保険請求にあたっては、負傷内容や受療回数、請求金額について被保険者の方が確認したうえで申請書に署名したものを、整骨院等が各健康保険に提出することとなっています。本市国民健康保険におきましては、被保険者の方が整骨院等で申し出た負傷内容や受療回数に対して、請求内容が適正なものであるか、平成24年度から専門知識を有する民間事業者に委託し、柔道整復施術に係る療養費支給申請書の内容点検事業を実施しています。点検の結果、請求誤りや不適正な請求であることが判明した場合は、整骨院等に費用の返還を求めています。また、必要に応じ、整骨院等に調査指導権限を持つ大阪府に報告を行うことで、適正な保険請求に向けた取り組みがなされるよう努めています。この他、被保険者の皆様に、柔道整復師における施術のうち、保険適用となるものは、打撲、捻挫、骨折などに対する施術に限られ、単なる肩こりや腰痛はその対象にならないことを、ホームページや医療費通知の同封ビラ等において、制度の周知を図っているところです。

(質疑)

○この間の市としての取り組みについて教えてほしい。虚偽・誇大広告の取り締まりも合わせて行ってほしい。

・民間事業者の取り締まり実績については、10万件の点検件数の中で返戻は平成24年度で4400件・8200万円、25年度で964件1300万円となっている。誇大広告については施術所の広告制限に該当するため、大阪府・近畿厚生局に連絡し是正指導している。

24 マッサージ業における無免許者の取り締まりを厳正に行ってください。

(回答)

あん摩マッサージ指圧、鍼灸の施術所において、無資格者が従事しているという情報が、寄せられた場合には、本市保健所職員が現地に出向き、立入検査を行い、事情を聴取し、無資格者が従事することのないよう、適正に指導を行っております。今後とも、法令の周知徹底に努めるとともに、無資格者の従事につきましては、関係機関と連携を図り、指導してまいります。

(質疑)

○訪問マッサージ師を派遣する無資格店舗が増えてきている。十分に対応していただきたい。

・申し訳ないが、訪問マッサージについては医療対策課では全く把握できていない。

○今後無資格店舗についての情報共有を図っていただきたい。

・了解した。具体的な事例について教えていただきたい。

28 障がい支援区分について、制度が変更されて1年が経過しましたが、認定状況や変更実態の把握と検証を大阪市として行い、次年度予定されている制度見直しにあわせて国に改善策を要請してください。認定調査員への研修を徹底し調査員によって違いが生じないようにしてください。

(回答)

障がい支援区分への移行にかかっては、審査会委員・認定調査員・主治医意見書を記載する医師に対し、新制度に対する理解を深めるための研修会を開催するなど、周知徹底をはかってきたところです。今後も、大阪市としても認定状況や変更実態の把握に努め、制度の周知徹底に努めるとともに、より適切に区分認定が行われるよう、国に対して働きかけを行います。

(質疑)

○作業所利用者について、区分認定の更新時期に合わせて調査が行われているが、7名に

変更があった。上がった人が2名。下がった人が5名。6から5に下がった人は4名。再調査の申請をしている人もいる。区分が下がったからといって提供するサービス内容に変化はないが、報酬が下がることにより提供サービスが低下することも懸念される。実態調査と改善策についてどのように考えているか。

・障害支援区分は非常に大切なものだと承知している。大阪市の支援区分の現状について、我々としても分析を続けている。大阪市のできる限り丁寧にみているということで、他政令市と比べて審査会での変更割合が高い状態。政令市平均で26年度1割に満たないが大阪市では2割超（22.2%）となっている。大阪市としても研修を強化すること、一時認定調査でもできる限り丁寧にみていけるようにしていきたい。状態像で判断するロジック事態がわかりづらいものであり、大阪市も財務省から名指しをされ国からの実態調査も受けているところだ。

3 1 利用の足かせになっている障がい支援区分の居宅支援基準を撤廃して、必要な支援時間について利用できるようにしてください。当面は、基準枠外の非定型ケースの判断を区役所段階でできるようにしてください。

（回答）

居宅介護等の訪問系サービスについては、支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の可否や支給量の決定についての支給決定基準を定めております。また、障がい支援区分が、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を段階的に区分していることに鑑み、障がい支援区分を勘案した支給決定基準としております。支給決定基準と異なる支給決定を行う場合についても、支給決定案について本市全体において公平かつ適正なものとするため、区役所と福祉局障がい支援課で協議を行い、障がい支援区分認定審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を定めるものとしております。

（質疑）

○高次脳機能障害と全盲の重複障害を持った方が一人暮らししているが、区分認定が4から3に引き下げられ、訪問介護の派遣時間が57時間から46時間に11時間も引き下げられた。そのため家事援助を減らさざるを得ず、リハビリに利用している通院介護についても同行援護で対応せざるを得ず、区分変更が戻るまでの一年間、相当な苦労を強いられた。基準はあくまで目安であり一人ひとりの実情に応じて支給決定されるべきだ。

○目安はあっても良いと思うが、一人ひとりの実情に即した認定を行う上で、計画相談支援をしっかりと位置づけていただきたい。

・公平かつ適正に支給決定を行う上で基準を設けている。個々の障害者の状況は多様であり家庭状況についても違いがあるが、個々の事情でどうしても困難な場合は非定型協議をさせていただいている。できる限り個別に対応できるよう努めてまいりたい。

○少なくとも区分決定の段階で区役所から「この範囲で計画を立ててほしい」という事を言わせないでほしい。

・区の保健センターと連携していることとして、支援区分が下がる場合はその方のサービスの利用状況に基づき、生活に困難が生じないよう見通しを立てた上で対応することとしている。

○区分変更の申請は一定期間をあけないといけないということはないのか。

・そのような定めはない。

3 3 生活介護事業を希望する全ての利用者が利用できるよう、支援区分等の利用条件の緩和を国に強く要望してください。

（回答）

生活介護事業は、障がいのある方にとって、地域で生活するうえで必要な社会参加や日常生活を行う上で重要な支援であることから、国に対して、障がいのある方のニ

ズに対応できるように制度改正等を行うよう要望してまいります。

34①② 地域活動支援センターは、他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障がい当事者にとってはなくてはならない存在です。委託料については、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げてください。委託料の支給決定について、年度当初の利用登録人員で委託料の支給決定をしてください。

(回答)

地域活動支援センター事業（活動支援A型）の業務委託にかかる予算については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めております。

(質疑)

○今年度利用登録定員4月当初11人だが10名の委託料をいただいている。前年度の平均利用人数が9.23であることを理由としている。1ランクの差で45万円の差が生じる。

・個別給付の支給にはなじまない方への支援を地域活動支援センターで対応していただいている。事業内容を細かく定めず弾力的に運用できるように定めているところだ。支払い方式を今すぐ変えることは困難だ。まずは予算を確実に確保することに努めたい。

○概算払いへの変更は難しいのか。

・多くの委託事業の中で概算払いを行っている事業はある。たとえば、配置要件等が固定しており相談権素、利用者件数に変動がある場合など、職員数等の変動に直結しない事業などについては事業の安定的な運営のために概算払いとしている。地域活動支援センターの場合、前年度実績に応じて利用人数に応じた委託額を定め委託料を支払っており、ある程度実態に応じた支払い方式であると考えている。

35①②③④ グループホームの新規開設で、介護度の高い利用者が安心して生活できるよう設備整備に向けて、土地購入費、建物建設費及び購入費、初度調弁費、建物改築費、消防設備設置費等の補助について、補助額及び適用箇所数を拡充してください。またスプリンクラーの設置について、全額補助金で設置できるように国に強く要望するとともに、大阪市として独自補助を行ってください。・国は、区分4以上または65歳で日中系サービスが利用できない状態の利用者への支援をグループホームで行った場合の加算を創設しました。しかし平日のみが加算対象であったり、単価も利用者が2名であっても1名分と同額になったりと十分なものではありません。重度や高齢の方が安心して生活できるように、日中支援が安定的に行えるよう国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。・土曜日・日曜日・祝日や、災害等による日中支援事業所の休所、利用者の急病で日中をグループホームで過ごす必要がある場合等において、グループホーム内で十分な支援を行うことができるよう現行制度の拡充を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の加算・補助制度等の支援策を講じてください。・社会的入院の解消などで、グループホームを利用する場合利用者が安定して生活ができるまで、入居場所と同一敷地内で日中活動ができる場を提供するか、数カ月の移行措置期間を設けてください。・夜間支援体制加算について、障がい支援区分を算定基準にせず支援対象者の人数のみで算定するなど、重度や高齢の利用者の支援が十分できる内容ではありません。必要な職員の配置が行えるよう制度の拡充を国に強く要望してください。

(回答)

本市におきましては、障がい者の地域生活にとって重要な社会資源であるグループホーム

の整備を促進するため、社会福祉法人等営利活動を目的としない法人が、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、国の社会福祉施設等施設整備費補助の対象外の整備について、整備費・設備整備費補助を行っております。スプリンクラーにつきましては、円滑な設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じるよう国に対して引き続き要望する等、今後ともグループホームの整備促進に努めてまいります。グループホームの一元化に伴い、日中及び夜間支援については、その支援体制や医療連携体制等の評価の見直しが国において行われるなど一定の改善が図られております。本市としましては、グループホームが利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、適正な報酬単価の設定とともに、安定的かつ継続的に運営できるよう、十分な財政支援や職員配置基準等制度の見直しについて、引き続き国に要望してまいります。

(質疑)

○スプリンクラー設置に一住居当たり500万円が必要だ。整備のための補助金は半分が出るかどうかという状況だ。大阪市として何らかの措置を講じてほしい。また、申請したからといって必ず措置されるわけではない。これらのことにどう対応するつもりか。

○社保審の部会では、グループホーム利用を重度者に限るなどとされている。本当に問題だ。

・スプリンクラーについては国庫補助制度を利用して設置いただきたいと考えている。市の消防局と連携して調査したところかなりの数のグループホームの整備が必要ということがわかってきた。まず、2年の経過措置の中で設置が必要なグループホームについては必ず国庫負担が手立てされるようお願いをしている。総務省についても何とかするよう大阪府と共同で申し入れる方向で動いているところだ。

・社保審部会の資料については「寝耳に水」の状況。国に対する事実確認を急いでいる。団体との連携も進めていきたい。

○この件については今後も懇談の場を設けてほしい。

36①②③④⑤ ・ショートステイがいつでも利用できるよう設備個所を増やす対策として、グループホーム整備費及び設備整備費と同様の補助金制度を創設してください。・緊急時に利用できるように、緊急枠として空床を確保することに対する補助制度を創設するなどの措置を講じてください。・各行政区に利用申し込み窓口を設置するなど利用手続が迅速に行えるよう支援策を講じてください。・強度行動障がいの利用者が安心して利用できるよう、職員加配等の支援策を講じてください。・ショートステイを継続して1か月以上にわたって利用している障がい者の総数と、継続利用せざる得ない背景について調査をして公表してください。

(回答)

短期入所の利用を希望する人が、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し報酬単価改定を含む制度の見直し等を引き続き働

また、利用状況の調査や利用が必要な時に円滑に利用できるようサービスにかかる情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

(質疑)

○もしも自分に何かがあったときにショートステイが利用できるよう、何か所もの事業所と契約をしている方がいらっしゃる。緊急時に利用できるよう制度を整えてほしい。

○同居の親が通院後すぐに入院せざるを得なくなり、ショートステイを探したもののなかなか見つからず、ようやく見つかったところも夜間突発的な行動などがあり、本当に大変な状況だった。重度障害者を受けとめる体制が整備されない中、安心して利用できるショートステイ施設の整備を求める。また、相談窓口もしっかりと整備してほしい。

・初期投資や大阪市の独自支援について何とかできないのかということだが、大阪市としてはサービス基盤の確保について国に対して報酬改定等について国に求めていく。短期入

所については箇所数で61カ所整備されており、障害福祉計画上の目標量は達成できているが、空いているからすぐに利用できるというわけでもないことも十分承知している。堺市の例についても研究してまいりたい。平成26年にロングショートの実態調査を行い37人が2か月以上利用していることを把握した。その理由は入所施設待ちで虐待等在宅での支援が困難な方であった。

・地域活動支援拠点については、第4期障害福祉計画の中で触れられており、計画期間の中で整備に向けて検討していくこととしている。背景としては障害者の高齢化、地域移行の促進と地域での重度者への対応、などでの対応を目的としている。来年度大阪市として基礎帳を実施するが、地域生活支援拠点の大阪市としてのありようについて課題や手順などを検討する上での実態把握の機会として活用していきたい。地域生活支援拠点については多角的に検討していく必要があると考えている。

37①② 補装具は、耐用年数に至らない場合でも、身体状況の変化や行動範囲が広くて補装具の損傷が激しい場合などの際には、必要に応じて給付するようにしてください。・課税世帯の日常生活用具の自己負担額については、本人および配偶者の所得を基準に算定してください。当面の間、市民税額に基づく負担額と給付限度額の1割のいずれか低い金額になるようにしてください。

(回答)

補装具費の再支給については、国が定める耐用年数を経過していることが原則となりますが、身体状況の変化や本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給しています。日常生活用具給付事業の自己負担額については、平成22年4月から市民税非課税世帯の方を無料にするなど、低所得者に配慮した負担方法となっております。本市におきましては、厳しい財政状況の中、今後もこの負担方法の維持について努力してまいりたいと考えております。

(質疑)

○電動車いすについて、支給をうけてもうすぐ6年になる。2年前、長距離走行や雨天での走行と脱輪などで、モーター部分が故障したため区役所に相談したところ、耐用年数まであと1年半あるといわれてやむなく18万円ほどかけて修理をした。

○いただいている回答の考え方は日常生活用具についても含まれるか。弱視者の場合は障害像が大きく変わる場合もあり、2～3年で用具が使えなくなる場合もある。

・原則としては耐用年数を使っていたきたいと考えているが、本人の責によらない事情により用品が棄損されている場合、身体状況の変化による場合については、一定対応させていただいている。日常生活用具については、一定の挙証資料を添えて買い替え等に対応させていただいている。

・詳細について確認して返事をさせていただく

37③④ ・IH台所用機器を肢体障がい者にも日常生活用具として支給してください。・情報不足を補い社会参加を促進するために、パソコンを日常生活用具として復活させてください。

(回答)

日常生活用具の給付については、地域生活支援事業への移行にあたり、国において用具の定義が次の3点の要件をすべて満たすものとされており、本市ではこの定義を踏まえながら、支給品目の設定を行っているところです。・安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。・日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの。・製作や改良、開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。本市では、電磁調理器の給付につきましては、日常生活を営むうえでより制限が多いと考えられる重度の視覚障がい又は知的障がいのある、単身もしくはこれに準じる世帯の方を給付対象としております。パソコンにつ

きましては、その利便性から障がいのある方についても日常生活での様々なバリアを解消する一助になっている点は認識しておりますが、近年における職場や各家庭への普及状況等から日常生活用具の要件全てを満たすものとは考えにくく、国と同様に平成18年10月に給付品目の見直しを行ったところです。

(質疑)

○IH台所用機器を視覚障害と知的障害だけではなく脳性麻痺者も対象にしてほしい。パソコンは情報機器として障害者の暮らしに欠かせない。日常生活用具として認めてほしい。
○訪問入浴に必要な移動用リフトは本体・付属品で50万5千円(基準額は15万9千円)で基準額との差額が大きく本人の経済負担が大変。担当窓口も16万円で購入できる移動用リフトはないと言っている。

・市場価格をどのように把握していくかに苦慮している。他都市の状況等を勘案しながら検討してまいりたい。

37⑤⑥ 補装具・日常生活用具を拡充してください。・自己負担なく日常生活用具が支給されるよう、給付上限額を引き上げてください。・オムツの給付要件を意思疎通が取れない人に限るのではなく、一人暮らしで夜間自分ではトイレにいけないなど生活環境を加味した給付要件に緩和してください。

(回答)

日常生活用具の給付上限額については、障がい者等が用具を使用するうえで最低限必要な機能を有した用具を基準に市場価格等を考慮し設定しています。今後も、市場価格の動向を反映した上限額の設定に努めてまいります。紙おむつについては、給付対象者の要件を、ぼうこう・直腸機能障がい者でストマ用装具を装着することができないなど紙おむつが必要な方、または乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方としています。本市では、厳しい財政状況の中、現在のところ対象者の拡充は困難であると考えています。

(質疑)

○夜中誰もいないので紙おむつを利用しているが、意思表示できるからということで支給対象とはならず、多大な金銭負担を強いられている。

○消費税が引き上げられた場合、商品価格が引き上げられることもあり、結果として自己負担分が増えることになる。

・紙おむつについて、一般に普及していないもので障害によって必要となるものの中から品目を選定している。利用状況、他都市の状況を見きわめながら検討してまいりたい。

・今回指摘のケースについて対象になるかどうかについてはあらためて確認をしたい。

38① 指定特定相談支援事業におけるサービス等利用計画作成に際しては、障がい者相談支援事業(交付税事業)と同様に単に計画作成にとどまらない日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。指定特定相談支援事業が行う報酬算定外の支援に着目し、大阪市として必要な財政措置を講じてください。

(回答)

本市の厳しい財政状況を踏まえ、国に対し、サービス等利用計画の作成及び見直しのみを報酬上、評価するのではなく、すべての指定事業所において運営が成り立つよう、必要な種類の加算を設けるなど、報酬体系の見直しを早急に行うよう要望を行っております。

38② 行政(区保健福祉課)と各指定相談支援事業所との連携を強化してください。個人のケース記録などの情報を本人の同意を得たうえで、共有するようにしてください。

(回答)

行政が作成したケース記録などは、本市内部での意思決定の際の判断材料となる公文書であり、外部に情報提供する必要がある場合は、その都度、必要最小限の情報のみを、ご本

人の承諾を得たうえで提供しております。本市機関と相談支援事業所が該当資料を常時共有するのは馴染まないものと考えております。

(質疑)

○指定特定の単独事業所は経営が大変。また、報酬に反映されない様々な問題への対応が求められている。

・指定特定相談支援事業所の単独運営はかなり厳しいことは認識している。対象者を平成24年度以降段階的に増やしてきた。国に対しては報酬の改定について繰り返し求めている。介護保険にならった制度ではあるが、国は「減算もなく介護保険よりも配慮されている」などと述べていることに対して市としては障害独自の専門性や困難性について伝えているところだ。市単独での措置については困難だ。事業所を増やす努力も引き続き進めてまいりたい。

38③ サービス利用計画をすべての利用者を対象に作成するためには相談支援事業所（相談支援専門員）の絶対数が不足している状態です。相談支援専門員の配置・増員への措置を講じてください。

(回答)

本市では、市内の指定特定相談支援事業所の絶対数が不足している状況を踏まえ、区地域自立支援協議会、区役所、区障がい者相談支援センター、大阪市障がい者基幹相談支援センターなどと連携して、事業所立ち上げの説明会を開催してきているほか、各区での説明会に活用できるテキストづくりなどの取組みを行っております。また、国に対しては、本市の厳しい財政状況を踏まえ、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、相談支援報酬の引き上げに関する要望を繰り返し行っていきます。

39① 移動支援の通勤・通学・日中活動の場に移行する際の利用禁止などの支給制限をなくし必要なサービスを自由に利用できるようにしてください。利用対象者を拡大し利用時間制限を撤廃するとともに、通院への利用を制限しないでください。障がいのある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。

(回答)

本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。また、医療機関への通院につきましては、居宅介護事業における通院等介助での対応が可能です。本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出についてもサービスの対象とするよう併せて要望してまいります。

(質疑)

○毎月51時間の上限を引き上げることや柔軟な利用が可能となるようにしてほしい。

○相談支援専門員としての仕事を行うために移動支援（重度訪問介護）を利用したいができない。改善してほしい。

・障害者の社会参加にとって重要な制度と認識している。国に対しては毎年個別給付化を要望している。平成26年度は28億円の予算規模となっており横浜の2倍となっている。

39② ガイドヘルパーの確保に向けて早期加算等の加算制度を大阪市独自に講じてください。

(回答)

移動支援事業は障がい者の社会参加や地域生活において必要不可欠な支援であり、障害者総合支援法で法定給付として明確に位置づけて実施することが重要であると考えます。今後とも国に対し、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望するとともに、障がいのある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるよう要望してまいります。

39③ グループホーム利用者の通院援助に移動支援が利用できるようにしてください。通院介護によるヘルパーは慢性疾患の定期通院のみで利用制限があり突発的な病気や怪我に対応できません。グループホーム職員で対応することは困難です。

(回答)

グループホームにかかる通院介助については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うこととなりますが、平成19年度から慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月2回まで利用が可能となりました。本市といたしましては、グループホームが安定的かつ継続的に運営できるよう、財政支援や職員配置基準等の制度の見直しについて国に対して要望しております。

(質疑)

○受診すべき診療科を多く抱えている障害者の方は月2回の通院では収まらない。受診の機会を抑制しないでほしい。

40① 手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業、中途失明者訪問指導事業に予算を拡充してください。

(回答)

当該事業の予算の拡充につきましては、各事業が障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けされている事業であり、聴覚・言語に障がいのある方々の日常生活に必要なコミュニケーションの確保、また、中途失明者を含む身体障がい者が日常生活を営むうえで障がいの特性に応じた支援や訓練を行っていく必要があることから事業の重要性は十分認識しており、所要の財源確保に引き続き努力してまいります。

(質疑)

○特に地方の通訳では専門の通訳ができない状況がある。予算の状況についても教えてほしい。

・聴覚言語障害者コミュニケーション支援事業として登録手話通訳者の派遣、専任手話通訳者の人件費については、プロポーザル方式で26年度・27年度と同額であり28年度も同額を予定している。

40② 各区役所保健福祉課に手話通訳者を正規職員で設置してください。当面の間、手話通訳者派遣事業の委託先職員の巡回等による対応を行ってください。

→区の中の所管の問題で、項目内容について検討をしてほしい。

(回答)

聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務で専任者を配置して事業を実施しており、日常生活に不可欠なコミュニケーション手段の確保や生活相談につきましては、同事業をご利用いただきますようお願いいたします。聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保及び生活相談の重要性については本市としても認識しており、今後とも円滑に事業運営できるよう、努力してまいりたいと考えておりますが、福祉局といたしましては、各区役所保健福祉課への手

話通訳者の正規職員の配置は困難な状況です。

(質疑)

○専任手話通訳者の配置は区の数に満たない。各区に通訳者を配置してほしい。遠隔手話通訳(タブレット)を取り入れている区もあるが、通訳者は関東の人なので地名などが出てくると通じなくなってしまう。

・大阪市予算では本庁で予算確保しているところと、区長権限で予算を確保している事業とがあり、現在は区への予算措置が重要視されている。タブレットは区長のマネジメントとして導入されている。区役所独自に導入している制度について本庁で管理監督することは困難。区役所での手話のできる正規職員の配置については困難とお答えしているが、事業課としては頑張っていきたいと思う。人員の配置は福祉局の権限では困難。

○障害者支援計画、障害福祉計画の実施に際しての調整機能を発揮することはできないのか。

・特に支援計画に記載されている事項については進捗状況の把握については福祉局に責任があると考えている。全庁的に実施しないといけない事項については、市の各部局への情報発信・働きかけを行っていく責務はあると考えており、調整会議も開催していることから手話のできる職員の配置について、他の政令市の状況も踏まえると遅れた分野であり改善に向けて努力していきたい。

○巡回についてはどう考えているか。

・職員配置で見えるか、事業で見えるかで、考え方が大きく変わるが、事業として考えた場合は、しっかりと分析が必要になると思う。需要のボリュームと費用対効果を加味した試算が必要と考える。注意深く考えないといけない課題と認識している。

○すでにデータを示して、毎日張り付くのではなく、曜日と時間を指定して配置することも提案している。この点についての調整が棚上げになっているので、再開していただきたい。

・各区別の派遣実績状況も大きなばらつきがある。その背景の分析等を含め、最新データを示していただきつつ、一緒に考えていただきたいと思う。

40③ 「聴覚障がい者コミュニケーション支援事業」「中途失明者訪問指導事業」を拡充するとともに、プロポーザル方式による事業者選定の対象から外してください。手話通訳は、通訳者の専門性、ろう者に対する知識や経験などさまざまなものがあり、金額優先となる入札形式では専門性が担保できません。

(回答)

業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。一方で、これまで特命随意契約など特定の事業者と契約していた事業については、複数の事業者が実施可能となっている場合もございます。本市としましては、市民の皆様にご理解を頂くうえで、現在の経済情勢の変化に対応した適切な契約手法を選択していく必要があることから、業務の特性を十分理解したうえで事業を進めていきたいと考えています。なお、当該2事業につきましては、金額優先の入札形式は事業の性質上馴染まないものと判断し、業務の専門性を確保するための資格要件や継続性を保持するための十分な引き継ぎ期間を設けるよう条件設定したうえで、公募型プロポーザル契約を実施しております。また、事業の拡充につきましては、これまでの実績や利用者のニーズ等を把握しつつ適切に対応していきたいと考えています。

(質疑)

○手話のできる職員については、相談に応じることのできる技量が求められる。専任手話通訳は指針協に委託されているが、プロポーザル方式をとっており、2年から3年に期間が延ばされたものの安定して事業を継続することが困難な状況は変わらない。

・他都市では特命随時契約として同一事業所との契約を継続しているところもある。大阪市としては透明性・公平性を担保する視点からプロポーザル方式をとる大方針がある。ま

た、価格競争により安かろう・悪かろうということにならないよう、競争入札方式をとらずプロポーザル方式としている。匿名随時契約の場合は単年度となり、また手話を士行として実施できる事業所が一か所ではないため、プロポーザル方式により事業者選定をさせていただいている。

40④ 障がい福祉サービス利用に関わるコミュニケーション保障の基盤となる手話通訳派遣事業について、委託団体の負担を増やさないよう、他の政令指定都市等の実施状況を把握し、必要な予算措置を講じてください。

(回答)

手話通訳者派遣事業につきましては、自治体により実施内容などについて多少の違いがあると思われませんが、現在の派遣状況などを考慮しつつ、今後とも必要なサービス提供が継続できるよう、事業を進めてまいります。

(質疑)

○20カ所の政令指定都市中、手話通訳に係る委託費は大阪市が一番低い。

・手話の派遣件数が大幅に伸びるなどの場合においても、予算を確保するなど状況に応じて対応できるよう心掛けている。

40⑤ 手話通訳者養成講座を堺市のように、大阪市単独でも実施してください。

(回答)

手話通訳者養成講座は障害者総合支援法の地域生活支援事業で「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」の位置づけにより、指定都市、中核市が行う必須事業に位置付けられました。それにより、これまで大阪府が行ってきた手話通訳者養成講座に、平成26年度から大阪市及び中核市が加わり、大阪府を主体として、共同で実施しています。

(質疑)

○手話通訳者の養成について、なぜ独自にできないのかを教えてください。通訳者数が圧倒的に不足している。

・質の確保を図るため、大阪府や堺市とも連携をして実施していく観点から重要と考えている。

○量の確保を図るため、単独で手話通訳者を増やして欲しい。

・現在でも大阪市はこの事業を実施している。共同実施の方が講師の確保、アフターフォローなどが効果的に実施できると考えている。利用者の方の利便性などを勘案して検討していきたい。

・現状において事業は回っていると考えているが、ニーズが拡大することが見込まれることや通訳士等より高度な内容が求められることを考えれば、さらに努力していく必要があると考えている。

40⑥ 手話奉仕員養成講座の講師養成の経費を予算化して、手話奉仕員のレベルアップを図ってください。

(回答)

手話奉仕員養成講座の講師については、現在、委託事業者において手話技術や手話通訳経験を有し、手話奉仕員養成の講師経験のある者を確保のうえ実施しているところです。手話奉仕員養成講座を終了された方につきましては、手話通訳者の講習について案内し、レベルアップしていただけるように努めているところです。

(質疑)

○講師養成に係る予算を増やして講師数を増やして欲しい。

・環境の整備を図っていくかなければならないことは認識しているが、たとえば相談支援専門員の資格を得るための経費は事業所や自己負担となっている。

40⑦ コミュニケーション支援について、大阪市が担う重大な事業、ろう者の生命財産にかかる内容を伴う通訳については、市が責任をもって、その内容に見合った能力を有する通訳者や手話通訳士の資格を持った通訳者を派遣してください。

(回答)

コミュニケーション支援については、聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、登録手話通訳者の派遣や専任手話通訳者による生活相談業務を行っております。とりわけ、生活相談への対応につきましては、手話通訳士の国家資格を持つ手話通訳者を配置し、生命財産等にかかる高度で専門的な相談に対応が可能なよう配慮を行っております。

41 大阪市に身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障がい者情報提供施設をつくってください。

(回答)

本市では身体障害者福祉法第34条に基づく施設の役割と同等の事業である手話通訳者派遣事業や手話奉仕員養成事業等を、聴覚障がい者の方に対して実施しているところであります。現在、本市において聴覚障がい者情報提供施設の設置予定はございませんが、引き続き、聴覚に障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

(質疑)

○「聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作」と規定されているものも含めて設置をしていただきたい。

・当面、施設設置の予定はないが、抜け落ちている分野など内容を精査しながら、具体的に教えていただきながら進めていきたいと考えている。

48 生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口は、障がいのある相談者に対しては、個々の障がいや状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。

(回答)

生活困窮者に対する支援窓口では、相談支援員による丁寧なアセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、個々の状況に応じて、適切な他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携しながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援しております。また、相談支援員は生活困窮者の経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立など、本人の意向を勘案した支援プログラムを作成し、関係機関が連携して生活困窮状態からの脱却に向け支援しております。今後も引き続き、相談窓口においては関係機関と連携し、対象者の自立に向け丁寧かつ適切に支援してまいります。

(質疑)

○支援の内容、関係機関、ネットワークについて回答されているが詳細はどうなっているのか。

・24区役所内に相談窓口を設けている。他制度他機関につなげられるものはつなげる。窓口での就労支援が必要な方にはサービス提供する。自立が出口となる。関係機関は障害や高齢など。ネットワークはまだつくれていない。

○ソフト面をもっと充実していただかないと機能しない。就労支援も丸投げ状態になっている。

・ネットワークはこれから作っていただけるよう進めていきたい。伴走型の支援を心がけていきたい。相談件数は今年4月から9月までに3699件となっている。

49 生活保護ケースワーカーによる相談は、障がいのある相談者に対しては、個々の障がいや状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。住宅扶助費は引き下げではなく拡充するように国に強く要望してください。

(回答)

ケースワーカーや査察指導員等が被保護者の方へ対応する場合には、障がいの有する有しないに関わらず丁寧な対応をするよう研修等を通じ指導を行っています。また、住宅扶助を含む、生活保護法による保護の基準等については国により定められることになっており、本市として住宅扶助が市場動向を反映したものとなるよう国に対して要望しているところです。

(質疑)

○生活保護の申請同行支援を行っている。精神障害の方への高圧的な対応や各区によってルールが違うことなどが目に余る。

・住宅扶助の引き下げへの対応については、経過措置・特例措置を設けて対応している。生活を変えることのできない方については従来の金額のままに対応することにしていく。生活保護は法定受託事務であり、細かいことまで国が決めている。全国一つのルールで行われており、要否判定での格差は生まれていないものと考えている。職員の研修については引き続き研さんに努めてまいりたい。就労支援については、意思、能力、機会の3点を十分に勘案して行うべきものであるものとなっている。保護の廃止については将来の生活の見通しを立てた上でのこととなる。

50 大阪市として手話言語条例を制定してください。

(回答)

手話言語条例の制定につきましては、全国各地で同趣旨の条例の制定が進んでいるところであり、本市としましてもその意義については認識しているところです。障害者基本法では、手話を言語に含むとする規定がされているところであり、また、その他の意思疎通のための手段についても選択の機会が確保されるものとされているところです。本市としましては、その他の意思疎通支援を含めた総合的な判断が求められるものですが、他都市の先行事例を参考にするとともに、(仮称)手話言語法の制定に向けた国などの動向や、障害者総合支援法施行後3年の見直しにかかる動向を注視した対応についても含めて検討してまいりたいと考えております。

(質疑)

○22市町村で手話言語条例が制定されている。大阪市としても是非検討していただきたい。

・手話言語条例は、都道府県レベルにとどまらず市町村レベルにおいても、全国的に急速に整備されつつあると認識している。また、国に対して手話言語法の制定についても強い要望があることを認識している。府の対応も注視しながら検討してまいりたい。

51①③ ・大阪市から送られてくる通知文書について、すでに点字化が実現しているものであっても区役所担当者に周知されていないため、希望する視覚障がい者に点字送付されていない現状があります。点字を公的な文字として位置付け希望する視覚障がい者に確実に届くようにしてください。・役所からの通知文書の送付にあたって、点字化ができていない場合や点字が読めない視覚障がい者に対しては、前もって電話で知らせるなどの配慮措置を講じてください。

(回答)

大阪市では、障がいのある方が利用できる施策やサービスに関する情報や、地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供できるよう取り組みを進めており、視覚障がいのある方への情報伝達についても、その方が自ら内容を確認できる形態により、迅速・正確に情報提供ができるよう、「大阪市障がい者施策推進会議」を始めとし、各区・各局へ理解と対応を依頼するなど、効果的な情報提供について取り組みを進めているところです。今後とも、障がいのある方が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域において安心して生活するために必要な措置を講ずるよう努めてまいります。

(質疑)

○点字化してほしいものを例示して対応していただいていたが、それが区ごとにバラバラな対応になってしまった。

・福祉局では庁内連絡会議の場で、「合理的配慮が必要」であることを説明させていただいている。各区においても差別解消法の趣旨に沿って、できる・できないだけでなく、それに代わる方法の可能性等についてもできる限り説明する努力を行う責任があると考えている。

○マイナンバー通知については、視覚障害者への問い合わせ窓口を設けてほしい。カードを希望する人には点字表記も行ったものとして交付していただきたい。

・控えの点字化等については直接担当窓口申し入れていただきたいし、福祉局としても要請していきたい。

5 1 ② 大阪市認定事務センターから送られてくる通知文書について、封筒への点字表示、および文書の点字化を行ってください。

(回答)

認定事務センターの通知文書の点字化等については、視覚障がい者の方の利便性を図るために大切なことと認識しており、引き続き検討を重ねてまいります。

(質疑)

○認定事務センターに事務を移していくのが流れとなっている中であって引き続き検討では困る。

・設立当初は対応できていなかったが、現在は点字化促進に向けて動いているところだ。詳細が決まれば説明させていただく。

5 3 ろう高齢者が地域のデイサービスやショートステイを利用したくても、コミュニケーションの問題がありなかなか利用できません。ろう高齢者が地域のデイサービスに集まれる曜日を設けるなど、制度や施設を利用するための特別の配慮が講じられるよう、サービス提供施設やケアマネージャー、地域包括支援センター、協議会（自立支援協議会）等、関係先に働きかけてください。

(回答)

介護保険サービス及び障がい福祉サービスにつきましては、個々の対象者がサービス事業者との契約により利用する制度となっています。特別な配慮が必要な場合については、個々にサービス事業者と十分相談していただきたいと考えております。

(質疑)

○ろう高齢者のデイサービス・ショートステイ利用について、コミュニケーションが円滑に進むよう必要な措置を講じてほしい。

・個々人の状況は異なることから、どのような支援が必要かについては個々人について判断することになる。集団指導の場等を通じて事業者に働きかけている。

5 4 ① 介護認定において、聴覚障がいの障がい特性としての生活管理の困難さやコミュニケーションや社会性構築の困難さなどが反映されるよう認定調査員や審査会等への周知徹底を図ってください。

(回答)

要介護（要支援）認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、公平性と客観性の観点から、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められており、本市におきましても法令等に基づき、公平・公正な調査・審査判定に努めているところです。なお、本市におきましては「要介護認定訪問調査に係る聴覚障がい者等への手話通訳者派遣事業実施要綱」を定め、要介護認定調査の実施にあたり、聴覚

障がい等により意思疎通が困難な高齢者等が希望する場合には、認定調査実施時における手話通訳者の派遣を行い、当該調査において本人の心身状況等を的確に調査に反映するよう努めているところです。また、本市が市内の認定調査対象者全件を業務委託している大阪市社会福祉協議会の認定調査員を対象に実施する研修におきましても、認定調査の実施にあたっては、障がい特性に充分配慮するよう徹底を図っているところです。今後とも、聴覚障がい等調査実施に配慮を必要とする方に対し適切な認定調査を実施することができるよう研修等のあらゆる機会を利用し、必要な情報の周知徹底に努めてまいります。

(質疑)

○認定調査に当たっては障害特性を十分に配慮いただきたい。また認定調査にかかわる担当者に障害理解を促すため十分な手立てを講じていただきたい。

・要介護認定時に手話通訳の動向を申し入れていただくと介護保険課から委託先の大聴協に通訳同行の依頼を行っているところだ。認定調査員の研修は新任研修3回、現任研修1回の中で、聴覚障害の特性についての内容も含めている。

54② 特別養護老人ホームへの入所対象者について、要介護1・2の特例対象に「聴覚・言語障がい」を加えてください。

(回答)

特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られることとなります。このため、新たに入所する方については原則要介護3以上となりますが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。

なお、次の要件に該当する方は入所が認められます。・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

(質疑)

○軽度者だから施策から切り捨てられることのないようにしてほしい。

・限られた社会資源をより支援の必要な方にサービスがいきわたるよう国において制度が改定された。軽度者の入所要件にある「知的障害・精神障害等を伴い」の「等」には聴覚障害も含まれるものと考えており、「意思疎通の困難さ」の要件等を満たせば、対象になるものとお見することができる。一人ひとりの状況に応じて適切に判断されるよう求めていきたい。

54③ 要支援のホームヘルプサービス・デイサービスについて、これまで通り予防給付で行ってください。

(回答)

予防給付の訪問介護および通所介護については、国において、「全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「新しい総合事業」へと移行する」としており、先般、ガイドラインが提示されたところであり、本市としましては、国のガイドラインを踏まえ、平成29年4月までの間に事業を実施することができるよう、引き続き検討していきます。

(質疑)

○従来通りのサービスを継続して利用したい。

・要支援者の訪問介護については29年までにすべての市町村が新総合事業に移行しないといけないことになる。総合事業に移行しても従来のサービスが一律に切り捨てられるということではない。

54④ 65歳以上の高齢聴覚障がい者においては、障がい福祉サービスと介護保険サービスのどちらでも選択・利用できるようにしてください。

(回答)

障がい福祉サービスと介護保険サービスの適用関係については、国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。本市においては、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法の保険給付では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。

(質疑)

○一律・機械的に介護保険を適用することはしないでほしい。

・個々の障害者の方の状況に照らして適用関係通知を踏まえて判断してまいりたい。

55① 営利目的第一の民営化はしないでください。市民、特に私たち障がい者が安心して気兼ねなく利用するために、公営交通機関として存続させてください。

(回答)

市営交通の経営形態については、平成25年2月に民営化に関する条例案を上程するとともに、「地下鉄事業民営化基本方針(案)」及び「バス事業民営化基本方針(案)」をとりまとめ、同年5月には議会議論を踏まえさらなる検討を加えた「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」及び「バス事業民営化基本プラン(案)」を策定しました。「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」では、株式会社後の会社における安全・安心の確保や、地下鉄8号線など未着手の条例路線をはじめとする今後の大阪市の鉄道ネットワーク整備に関する方策を盛り込みました。地下鉄事業の民営化は、自立した企業体として自らの経営責任のもとで、持続的にさらなる効率的な経営の推進や、お客さまへのスピーディーかつ柔軟なサービス展開を実現するとともに、地域経済の成長・発展にも貢献できるものと考えております。また、民営化後においても安全最優先の姿勢が揺らぐことはなく、これまで「ひとにやさしい地下鉄」として先進的に取り組んできたバリアフリー施策については、これまで果たしてきた役割を「経営理念」の根本とし継承していくこととしております。一方、バス事業は、公営として経営破綻の状態であることや、乗車人員の増加も見込めない今後の経営環境を踏まえると、現状のままではバスサービスを継続して提供することに限界があります。そのため、将来に亘り、市民・利用者に必要不可欠なバスサービスを持続的・安定的に提供することを目的として民営化を提起しており、経営効率に優れた大阪シティバス(株)に運営を委ねることで路線・サービスの維持向上を図るとともに、不採算であっても必要な路線・サービスは本市が支援しながら維持していくスキームの早期実現が必要と考えています。なお、民営化スキームにつきましても、議会において様々な議論を重ねてきたところであり、当初は公募により民間バス事業者に委ねるとしていましたが、民間バス事業者なら赤字路線から撤退するのではないかとといった市民・利用者の不安を拭い去るべく、平成26年11月には、議会から提起されていた考え方を踏まえ、本市の外郭団体である大阪シティバス(株)へ一括して譲渡する方針に大きく変更し、「バス事業民営化推進プラン(案)」をとりまとめました。さらに、大阪シティバス(株)への譲渡後においても、これまで取組んできたノンステップバスの導入といった施策につきましても継承していくこととしております。地下鉄・バスの民営化に関する条例案につきましては、平成25年2月に市会上程後、5度に及ぶ継続審査を経て、平成26年11月及び平成27年2月に否決となったところであ

ります。しかしながら、採決の際に議員から、これで終わりではなく、今日が新たなスタートであり、引き続き交通局と真剣に議論していく・今後、コンプライアンスの課題をクリアするとともに、事業計画が出てくることを期待する、といった内容の議論もあったことから、民営化をはじめとした交通事業の経営形態のあり方については、今後も引き続き、ご議論いただくものと考えております。交通局としては、民営化の意義は何ら変わらないものと認識しており、今後とも、市民の皆さまや議会のご理解が得られるよう、さらなる検討・取組みを進めることとしております。

(質疑)

○市民の足であり財産である市営交通機関の存続を強く求める。

55② 車いすでも「渡し板」なしで自由に乗降できるホームに改善してください。可動式ホーム柵未設置駅については、安全確保のためのホーム要員を配置してください。

(回答)

プラットホームと車両の段差や隙間につきましては、車両構造や列車の安全走行上、一定の寸法を確保する必要があり、さらなる段差解消は安全運行に支障をきたすこととなるため、現状以上の解消は困難であると考えています。現段階では、大阪市交通バリアフリー基本構想にあるように全駅に「渡し板」を配備しており、車いすなど自力での乗降が困難となる駅については、安全で円滑な乗降が行えるよう駅係員が乗降のお手伝いをさせていただきますので、ご遠慮なく駅係員にお申し付けください。

(回答)

交通局では、地下鉄各駅への要員配置につきましては、各駅舎の規模、列車の運行頻度やホームの形状、ご利用者数などを考慮して実施しております。特にホームでは、朝夕のラッシュ時を中心に、それぞれの駅の実情に応じて可能な限り要員を配置し、ホームにおけるお客さまの安全確保と、列車のスムーズな運行に努めております。この中で、お身体の不自由なお客さまへの対応といたしましては、駅職員がお身体の不自由なお客さまをお見かけした場合には、お声掛けをし、お客さまのご意向を確認のうえで、ホーム等への案内を行い、お客さまが列車に乗車された時には降車駅に連絡し、降車駅の職員がホームまでお迎えに行くといった対応を行っております。なお、お客さまのホームでの安全確保の観点から、軌道転落等の発生時に列車を止めるための「非常停止合図装置」を全駅に設置いたしております。さらに、全駅で駅構内に誘導用ブロックを敷設しているほか、「点字駅構内案内冊子」を全駅分作成し、目の不自由なお客さまにご利用いただいております。今後もお身体の不自由なお客さまをはじめ、全てのお客さまが安全・快適に地下鉄をご利用いただけるよう、安全面・サービス面の向上に努めてまいります。

55③ 可動式ホーム柵設置について、御堂筋線全駅への設置を必ず行ってください。現在試験運用されている御堂筋線「天王寺駅」「心斎橋駅」の可動柵についての中間的な運用状況等について説明をしてください。御堂筋線を含め、すべての路線への設置計画を明らかにしてください。

(回答)

当局では、プラットホームからの転落や列車との接触事故の防止対策は重要な課題であると考えております。しかしながら、可動式ホーム柵の導入にあたっては、車両を決まった位置に停止させる方策や可動式ホーム柵の設置により狭くなる通路部の対策などの解決すべき課題があります。特に、お客さまのご利用の多い線区では、可動式ホーム柵の設置により階段横などの通路部が狭くなり混雑が助長されることや、車両扉に加えて柵扉を閉める際の安全確認に時間を要し、混雑が増すと乗り降りに時間がかかり、さらに停車時間が延びるといった悪循環に陥り、朝のラッシュ時などではお客さまをお運びできなくなること等が懸念されます。このため、平成23年度に可動式ホーム柵を導入いたしました長堀鶴見緑地線においては、数分の遅延が発生したことから、その後ダイヤ改正を実施しました。

これを受けて、昨年供用開始しました千日前線と御堂筋線天王寺駅、心斎橋駅につきましても同様に遅延の発生が想定されましたことから、計画的なダイヤ変更を実施いたしました。これにより御堂筋線におきましては、さらに混雑が助長される計算結果も出たことから、このような状況を踏まえ、他の駅への展開につきましては、輸送力への影響を慎重に見極めてまいりたいと考えています。

(質疑)

○営利第一主義だ。このような結論を最終報告に出されたら困る。予定通りの年度に設置を完了していただきたい。

・混雑が助長される結果となっているという検証結果については、半年では判断がつかかねることから1年程度の検討が必要と考えている。ピッチ数を増やせば混雑は増える。そうした状況も含め、全駅設置した場合の影響については検証したい。

・淀屋橋、本町、心斎橋など天井がアーチ型になっている構造に加えて中間階を設けたりなどがありそれに必要な柱幅になっており歩行が困難となっている。

55④ 地下鉄京橋駅～JR・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用者と同等に雨にぬれることなく行き来できるようにエレベーターを設置してください。

(回答)

平成16年4月に京橋地区交通バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅及び駅周辺の道路で一体的なバリアフリー化の実現に向けた取り組みが関係事業者により継続して進められているところです。京橋地区では、JR京橋駅、京阪京橋駅、市営地下鉄京橋駅の3駅が立地することから、交通バリアフリー基本構想において、鉄道駅間の乗り換え経路についても主要な経路と位置付け、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設の整備を行うこととしています。ご要望にあります地下鉄京橋駅からJR・京阪京橋駅までの乗り換え経路につきましては、基本構想策定時から、より安全で利便性の高いルート整備が望まれていましたが、既存の地下鉄京橋駅と京阪京橋駅間の地下通路につきましては、エレベーター等を新たに整備することは、大規模な改修となり現時点では実施が非常に困難であることや、地上についても、最短ルートは、歩道の幅が狭かったり自動車交通量が多く歩行者の通行が危険であるなどの理由により、遠回りにはなりますが、安全な移動が確保できる経路を主要な経路として位置づけました。今後も、すべての人が安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインのまちづくり」の観点から、より安全で利便性の高い乗り換え経路が確保できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(質疑)

○なぜエレベーター設置を後回しにするのか。障害者は遠回りせよということか。

・本当にできないのかどうか着任してから確認したが、やはり難しいとの結論となっている。今のルートが相当遠回りになっているということも認識している。行政対応だけでは困難な状況なので近隣ビルの建て替え等の時期を見計らったの検討となる。5年間検討したが決め手なく、時間ばかりが過ぎてしまい申し訳ない。現在のルート上にも問題があるとの指摘もあり、できる範囲でその改善についても検討していきたい。車止めの幅広げ・タイル塗装の改修については公園局と調整している。

○天王寺駅・梅田駅の地下から地上への出入り口は遅れているがどこが管理しているのか。

・それぞれの事業者が管理している。

55⑤ 障がい者介護人付無料乗車証を現行のまま存続してください。

(回答)

現時点では、障がいのある方々の介護人付無料乗車証を含め、乗車証等の廃止については予定しておりません。

(質疑)

○存続をお願いしたい。

- ・これまでも民営化プラン案を示しているが、無料乗車証については存続をしていくこととしている。
- ・福祉局としてもきわめて重要な事業であると認識している。

5 5 ⑥ 地下鉄の音声や音による案内について、今後の計画を明らかにしてください。特にホームの階段やエスカレーター、有人改札口の位置が容易にわかるよう、音声や音による案内を増やしてください。

(回答)

音声・音響による案内につきましては、「移動等円滑化基準」及び「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、トイレ及び地上出入口での音声誘導やホーム上での列車接近、車内での扉の開閉の音案内等の整備を行っています。改札やホーム階段部での音声案内につきましては、現在、障がい者施設が近傍にある肥後橋駅や谷町九丁目駅等での実証実験や障がい者団体への聞き取り調査等を行っていますが、今後、国や他の自治体の動向にも注視してまいりたいと考えています。

5 5 ⑦ 地下鉄の出入り口などにすでに設置されている音響装置が鳴らなくなっていたり、階段の手すりの点字表示がほとんど摩耗し、読みとりづらくなっているところがあります。既存施設・設備の保守・点検をおこない、早急に修理するなど是正してください。また、近隣住民とのトラブルにより音響装置の音を止めているのであれば、住民の理解を得るよう努めながら、適切な音量で鳴らすようにしてください。

(回答)

地下鉄出入口等に設置している音声案内誘導装置は、全駅を対象として点検する業務委託を発注しており、年1回の点検を実施しております。その点検結果から必要な修理又は取替について、その都度発注して対応しているところです。また、それまでの間において、お客さまからのご指摘や駅職員が発見した場合には、調査及び修理を急ぐよう努めているところです。手すりの点字プレートに関しても全駅を対象に年1回の点検を実施しており、摩耗・老朽化した箇所につきましては取り替えるよう努めております。しかしながら、交換までの一定期間は不具合な状態となってしまう状況もございます。今後は、予防保全のための対応についても取組み、不具合発生時から改修までの期間の短縮が図られるよう検討してまいります。

(質疑)

○階段がどこにあるのかがわからない。音声のガイドが地下鉄にはあまり設置されていない。

・階段部・改札・ホームでの音声案内は非常に遅れていることは認識している。トイレ・地上部分についてはほぼ100%となった。

5 6 バリアフリーの市営住宅を大幅に増設してください。

(回答)

現在、新築する住戸については、高齢者や障がい者をはじめ、すべての方々が安全かつ安心して快適に生活できるように床段差の解消や、玄関・浴室・トイレへの手すりの設置などを行うとともに、共用部についても、階段や廊下への手すりの設置や福祉型エレベーターの設置を行うなど、高齢者や障がい者などに配慮した住戸建設を進めています。また、需給バランスを見ながら、車いす常用者向けの特別設計住宅の建設も福祉部局と連携して行っています。

5 7 市営住宅の家賃減免制度を元通りに復活させてください。

(回答)

公営住宅の家賃は、その制度趣旨から、収入と住宅の規模・設備水準等に応じた応能応益

家賃として、所得の低い方でも負担可能な低廉な家賃となっておりますが、世帯の収入が著しく低いなどの理由により家賃の全額負担が困難な場合に、応能応益家賃を補完するための福祉的配慮として、入居者からの申請に基づき、家賃の減免を行っております。平成24年2月の家賃減免認定分までは、政令月収74,000円以下の世帯を対象とし、政令月収を10段階に区分し、区分毎に家賃減免算定基礎額を定め、家賃減免算定基礎額に住宅係数を乗じて得た額と、各区分毎に定めた最低負担額を比較して、いずれか高い額を減免後家賃としておりました。しかしながら、上記の家賃福祉減免制度の適用を受けている世帯をみますと、同じ世帯収入でも収入の種類等によって家賃算定上の所得に大きな差が生じ、適用される家賃額が異なるという収入算定上の課題や、住宅の広さや設備水準等の便益が十分に反映されていないことなど、受益と負担の公平の観点からの課題がございました。そのため、平成24年3月以降における家賃減免認定分からは、収入の種類にかかわらず総収入をもとに家賃減免の適否を判断するよう改めるとともに、減免後家賃について、住宅の便益がより反映されるよう応能応益家賃に減額率を乗じて算定する方法に変更しております。今後の制度の運用についても、福祉的配慮のもと、社会経済情勢、適正家賃負担の観点から、適切に行ってまいります。

(質疑)

○府営住宅が市営住宅に移管されたが家賃減免は継続されるのか

・今年の8月1日から大阪市に移管された。世帯収入に応じて基準に適合すれば家賃減免されることになる。天満橋住宅管理センターが管轄している。

○5千円の家賃が1万5千円の家賃となった。生活できない。

・家賃減免制度は平成24年3月認定分から制度を変更したのでご理解いただきたい。

58 住宅改造費助成制度の助成限度額を引き上げ、必要に応じて複数回数使える制度に拡充してください。

(回答)

本事業は、障がい者の方の在宅生活を支援することを目的に、厳しい財政状況の中、本市独自の事業として継続しているものであり、平成21年4月からは、課税世帯の助成上限額について、非課税世帯と同額となるよう引き上げを行い、制度の充実を図ったところです。現時点では、本市の厳しい財政状況から、助成額の拡充は困難であると考えております。なお、回数については、障がい者の方に公平な支援を行う観点から、原則として1回とさせていただきます。

(質疑)

○ハーフメイド方式の住宅に入居できるようになったが、改装にかかわって、承諾を得るまでの時間がかかり、二重家賃が発生するなどの問題も生じた。

○複数回の改装については、障害によっては加齢に伴いその像が大きく変わることを踏まえて柔軟に対応できるようにしてほしい。

・もともとの対象要件に係る区分間の変更があった場合は、それぞれの事情に応じて助成に応じている。またやむを得ない転居の場合などにも対応している。審査時間の短縮については努力していきたい。ハーフメイド住宅の改装など、効率的なありようについて関係課と調整してまいりたい。

59①③ ・障がい者が多数宿泊できて、バリアフリーの設備や機能が整っている貴重な施設である舞洲障がい者スポーツセンター宿泊施設を存続させてください。・舞洲障がい者スポーツセンターについては、宿泊施設を障がい者スポーツの研修や支援学校の合宿、修学旅行などの観光拠点として存続を図り積極的に活用するとともに、その立地条件を生かし、日常的に障がい者がジョギングやウォーキングなどを楽しめるよう、施設・設備を拡充・整備してください。

(回答)

舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊施設は、重度の障がいのある方が安心して宿泊できるような設備や機能を備えており、スポーツ大会やスポーツ合宿、修学旅行、研修・会議、観光拠点などにご利用いただいています。効果的な運用を図りながら、多くの方にご利用いただけるよう努めてまいります。

59② 長居障がい者スポーツセンターについては、現状の施設を活用しながら、長居公園内の適切な場所に建て替えを行ってください。宿泊施設を併設してください。

(回答)

長居障がい者スポーツセンターは、障がいのある方がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことで、障がい者の社会参加の機会を増やし、豊かな日常生活をおくっていただく目的で、昭和49年に全国で初めて開設した障がい者専用のスポーツ施設です。障がいのある方に利用していただけるように、施設のバリアフリー対応を行うとともに、それぞれの障がいに応じた設備を設けておりますが、建て替えについては当面の間予定しておりません。今後もより多くの障がいのある方に利用していただけるよう、努めてまいります。

(質疑)

○基本回答では、建て替え問題には触れられていない。長居スポーツセンターは築40年。雨漏りも治っていない。障害者スポーツの振興を図っていく上で都道府県への調査も行われていると聞いている。スポーツ庁の設立とその中に障害者スポーツを担当するスポーツ振興室も設置された。障害者スポーツの振興のためにもぜひ建て替えを行ってほしい。

・政令市の中で、長居・舞洲2館持っているのは大阪市だけ。減価償却期間は50年。耐用年数であり、長居スポーツセンターは築後41年の状況。今後については建て替えも含めて考えていきたい。

59④ 市内北東部にも障がい者スポーツセンターを建設してください。

(回答)

大阪市では現在のところ、新たな障がい者スポーツセンターの建設予定はありませんが、障がいのある方がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことで、障がい者の社会参加の機会を増やし豊かな日常生活をおくっていただく目的で、昭和49年に全国で初めての障がい者専用のスポーツ施設として長居障がい者スポーツセンターを整備しました。また、平成9年にはスポーツ施設に宿泊・研修施設を併設した舞洲障がい者スポーツセンターを整備し、障がいのある方がスポーツに接する機会をさらに増やすと共に社会参加の促進に努めているところです。

(質疑)

○北東部にも拠点となるスポーツセンターをつくってほしい。

・新たな建設の予定はない

60 各区でろうあ者が福祉避難所で安心して避難生活ができるように、情報・コミュニケーションの保障を重点に、各区の担当職員を対象とした「ろうあ者のための避難所づくりの学習会」を開いてください。

(回答)

本市におきましては、災害時において、本市職員も被災するなど行政による避難所運営は困難なため、地域の方による設置・運営を行っていただけるよう取組みを進めております。そのなかにおいて、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して、要配慮者への相談対応体制、支援物資の提供、福祉避難室の確保等の避難所環境の配慮を含めた避難所開設訓練などの訓練や防災セミナーの実施を進めているところです。また、必要に応じて自主防災組織力向上アドバイザーの派遣による取組支援も行っています。なお、一般の災害時避難所では対応で

きない要配慮者の避難生活の場を確保するための福祉避難所の指定につきましては、高齢者施設や障がい者施設を中心として、平成 27 年 7 月 1 日現在で合計 268 施設の指定が完了しています。また、本市職員や地域などの防災関係者への啓発につきましては、今後も、より効果的かつ効率的な手法の検討に努めてまいります。

(質疑)

○職員への手話講習などが行われているか

・各区地域で濃淡あるが、避難所で安心して生活できる状況に努めていきたい。

6 1 消防署署員、救急救命士を対象に各障がいに対する知識や理解を得られる学習会および手話講習会を市の責任で実施してください。

(回答)

大阪市では、「大阪市人権問題職員研修実施要綱」に基づき、各障がいに関する内容を含む人権教育・啓発を継続的・総合的に推進しております。また、これに基づき消防局においても研修等を実施し、職員一人ひとりが職務を問わず人権行政の担い手であることを認識し、積極的に人権尊重の視点から職務を遂行できるよう取り組んでいるところです。

(質疑)

○職員の手話講習を行っているか。

・手話講習会については、平成 26 年から西淀川消防署で講習を行っている。

6 3 長居障がい者スポーツセンターを障がい者の防災拠点に位置づけるとともに、災害時の広域福祉避難所に指定してください。

(回答)

福祉避難所の指定については、要配慮者の方が避難生活を行う施設として、介護などに適した空間を有する高齢者施設や障がい者施設を中心として順次指定を進め、平成 27 年 7 月 1 日現在で合計 268 施設の指定が完了しており、更にこの取り組みを進めていきたいと考えております。今後も、各施設の特徴に応じて福祉避難所としてどのような役割を担っていただくかなどについて、危機管理室及び各区を中心として検討を進め、災害時における要配慮者支援の取り組みが進むよう努めてまいります。

(質疑)

○視覚障害者にとって今何時かわからないということがとても不自由だったと聞いている。ラジオや音声時計など障害特有の備品の整備も求めたい

・要配慮者の避難所生活が困難な方への福祉避難所の指定を行っている。人員算定も進めているところだ。取り組みに当たっては施設協議会の協力も得て進めている。長居スポーツセンターについては、住吉区との相談や運営する施設職員も含めて検討する必要がある。音声時計など障害に応じた備品の配備などについても確認する。

6 4 福祉避難所の指定については、協定を結ぶだけにとどまらず、福祉避難所運営マニュアルの整備、開設訓練の実施、福祉避難所相互の連絡調整、備蓄品の共同管理等、発災時に有効に機能するよう、平時から必要な手立てを講じてください。

(回答)

本市では、大阪市老人福祉施設連盟及び大阪市障害児・者施設連絡協議会のご協力をいただき、社会福祉施設の日頃からの災害への備えや災害時の事業継続、もしくは一刻も早い事業再開、また福祉避難所や緊急入所施設としての運営に役立つ防災マニュアルを作成し、このなかにおいて、福祉避難所の具体的な設置・運営、災害時の情報連携及び必要物資の確保などについて掲載しています（「福祉避難所・緊急入所施設設置・運営マニュアル」）。また、福祉避難所の受入可能人員の算定作業や福祉避難所開設訓練の実施を進めていくため、本市自主防災組織力向上アドバイザーが支援を行っています。今後も、災害時における福祉避難所のより効率的・効果的な運用に向けて、関係団体や施設管理者との連携に努

めてまいります。

(質疑)

○福祉避難所の開設訓練話されているのか

・協定を結んだ施設と地域との訓練は行っている。当事者の方の訓練参加もいただいている。地域との連携が重要であると考えている。

65 要援護者名簿の整備は、各区において「関係機関共有方式」をもとに進められていますが、あわせて「手上げ方式」等で登載希望を募り、登載を希望する人がもれなく名簿に登載されるようにしてください。

(回答)

本市におきましては、過去の災害の教訓などから、大規模な災害が発生した場合の避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。以下、危機管理室の回答において同じ。）の避難支援については、公的救助機関など公助による支援には限界があることから、地域の共助による取組みが最も重要であると考えています。このことから、地域の自主防災組織において、本市が通常業務で収集し保有する個人情報を利用して作成する「大阪市避難行動要支援者名簿（いわゆる行政名簿：災害対策基本法に基づき作成）」の情報を活用していただくとともに、地域などにおいても「手上げ方式」や「同意方式」により避難支援が必要な方の情報の収集を行っていたら、これらを集約した名簿（いわゆる地域名簿）の作成を進めて、避難行動要支援者個々の具体的避難計画である「個別支援プラン」の作成に繋げていくこととしています。なお、本市では、地域の自主防災組織による避難行動要支援者支援の取組みのより一層の推進を図るため、自主防災組織力向上コーディネーターなどが地域名簿の作成などに関して支援を行っています。

(質疑)

○希望する人が名簿に登載されるよう、関係機関共有に加えるべき手法について検討しているか。

・現在、基準を設けて行政保有情報を共有している。地域で行政名簿だけではなく希望に応じた名簿の整備と管理について進めたいと考えている。

66 地域防災計画の具体的な内容や支援の在り様等、各自ができることを様々な障がいに合わせてわかりやすく示した「要援護者防災マニュアル」を作成し広く周知してください。また、防災計画、防災マニュアル、避難訓練等に関わり、計画や作成段階から、様々な障がい当事者、関係者が参加できるようにしてください。避難訓練、防災訓練に、企画段階も含め障がい者等当事者が参加できるよう格段の配慮をしてください。

(回答)

本市におきましては、「大阪市地域防災計画」の内容を具体化し、避難行動要支援者の支援策に係る避難行動要支援者の取組み及び地域の自主防災組織の取組み並びに大阪市の取組みの基本的な考え方を定めるため、平成21年11月「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）《改訂後は「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」》」を策定、また、平成26年度には、パブリック・コメントにより市民のみなさまからもご意見をいただきながら、当該計画の改訂を行い、避難支援の取組みのより一層の推進に努めております。また、災害時には、障がい者、高齢者、男女などの多様なニーズがあることから、地域防災活動における配慮の必要性の啓発に努めるとともに、実際の地域の防災訓練や福祉避難所開設訓練などの機会において、障がいのある方などに参加していただき、より実態的な地域の取組みの実現にご協力をいただいております。今後も、地域や関係団体などとの連携に努め、避難行動要支援者支援の取組みの充実を図ってまいります。

6 7 一次避難所のバリアフリー化を早急に進めてください。

(回答)

本市における災害対策基本法に基づく指定避難所については、小学校などの一般の避難所である「災害時避難所」と一般の避難所では避難生活を送ることが困難な方を受け入れる「福祉避難所」が該当します。避難所の指定については、内閣府が示す指定基準（「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」平成 26 年 3 月 26 日付け内閣府及び消防庁より発出）に基づくこととなりますが、いわゆるバリアフリー化された施設での対応が必要な方のための避難所として、すでにバリアフリー化が施され、介護等に適した施設である社会福祉施設を主として、福祉避難所の指定を進めています（平成 27 年 7 月 1 日現在 268 施設）。一方、一般の避難所である災害時避難所においても、要配慮者への配慮に取り組んでいく必要があることから、小中学校の校舎の建替えにあたっては、「人にやさしいまちづくり整備要綱」に基づき福祉的な整備を推進することとしているほか、地域による避難所配置図の作成の際には、バリアフリー化されたトイレに近い場所や共同スペースへの移動が容易な場所などへの「福祉避難室」の確保を進めています。

6 8 大阪市として避難所の中に設置する「福祉避難室」を確保するよう、各区に働きかけてください。また、福祉避難室開設に際して様々な障がいへの対応を想定したマニュアル等の作成や、開設に際しての市のガイドラインを制作してください。

(回答)

本市では、地域防災力の向上を図るため、地域による自主防災組織の確立と自主防災組織による避難所開設・運営訓練の実施を進めており、避難所の運営要領については、本市自主防災活動マニュアル内に「避難所運営マニュアル」を掲載しています。福祉避難室の設置や避難所における必要な支援・介護についても、上記「避難所運営マニュアル」に掲載しています。また、本市では、これら地域で取り組んでいただく防災活動をより実効的に支援するため、必要に応じて自主防災組織力向上アドバイザーの派遣を行っています。

6 9 大阪市として、在宅避難状態にある要配慮者や要支援者への支援についてのガイドラインを作成してください。

(回答)

本市では、大規模災害発生時には、公的救助機関など公助による支援には限界があると考えられることから、地域内の安否確認、何らかの支援が必要な要配慮者の救出・誘導、避難所以外の地域の避難者への食糧・物資の配布などについて、地域の自主防災組織向けマニュアルである「自主防災活動マニュアル」に基づき、地域の自主防災組織において取り組んでいただいております。また、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」においては、災害時における要配慮者への相談対応や必要な在宅福祉サービス等の提供継続のための体制づくり、地域や介護事業者等との連携等について取組みを定めています。なお、本市では、地域防災活動のより一層の促進を図るため、自主防災組織力向上アドバイザーなどが地域の自主防災活動への支援に努めています。

以上